

## 令和3年11月第2回臨時会会議録

令和3年豊郷町議会11月第2回臨時会は、令和3年11月12日豊郷町役場内に招集された。

### 1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	日比野 雄 二
2 番	辻 本 勇
3 番	中 島 政 幸
4 番	村 岸 善 一
5 番	前 田 広 幸
6 番	高 橋 直 子
7 番	西 澤 博 一
8 番	鈴 木 勉 市
9 番	西 澤 清 正
10 番	今 村 恵美子
11 番	河 合 勇

### 2、当日の欠席議員は次のとおり

な し

### 3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のため出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総 務 課 長	山 田 裕 樹
地 域 整 備 課 長	岡 村 浩 孝

### 4、当日の会議に職務のため出席した者は次のとおり

議 会 事 務 局 長	神 辺 功
書 記	田 中 宏 樹

### 5、提案された議案は次のとおり

議第60号 令和3年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）

副議長辞職の件

選挙第2号 副議長の選挙について

総務産業建設・文教民生・予算決算常任委員会委員の選任について

諸般の報告（総務産業建設・文教民生・予算決算常任委員会 正副委員長互選の結果報告）

議会広報常任委員会委員の選任について

諸般の報告（議会広報常任委員会 正副委員長互選の結果報告）

議会運営委員会委員の選任について

諸般の報告（議会運営委員会 正副委員長互選の結果報告）

大滝山林組合議会議員の補欠選挙について

諸般の報告（大滝山林組合議会議員互選の結果の報告）

選挙第3号 彦根市・犬上郡営林組合議会議員の補欠選挙について

選挙第4号 湖東広域衛生管理組合議会議員の補欠選挙について

河合議長

ただいまから令和3年11月第2回豊郷町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は11名で、会議開会定足数に達しております。よって、第2回臨時会は成立いたしました。

本日の会議を開きます。

(午後2時50分)

最初に、留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電話をお切りになるか、マナーモードに切り替えていただきますようお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をお慎みください。また、採決の際はみだりに離席をしないようお願いいたします。

なお、傍聴の皆さんは静かに傍聴をお願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、辻本勇議員、3番、中島政幸議員を指名いたします。

日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

臨時会の会期は本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議員

異議なし。

河合議長

異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決しました。

日程第3、議第60号令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長

はい、議長。

河合議長

町長。

伊藤町長

皆さん、こんにちは。提案説明の前に一言御礼を申し上げます。

本日は全員協議会に引き続き、令和3年第2回豊郷町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼申し上げます。また、皆さん方には平素より本町の行政運営に對しまして、格別のご理解を賜っておりますことに対しましても、厚く御礼申し上げます。

本臨時会には、補正予算案件1件を提案させていただいております。

ただいまから提案説明をさせていただきます。

議第60号令和3年度豊郷町一般会計補正予算(第4号)につきまして、ご

説明申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,950万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億3,505万5,000円とするものでございます。歳入では国庫支出金6,989万6,000円、繰入金1,820万9,000円、町債5,140万円を増額し、歳出では土木費1億3,950万5,000円を増額するものであります。

この後、担当課長から補足説明をいたしますので、ご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 それでは、私から令和3年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）の説明をいたします。

歳入では、6ページ、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金6,989万6,000円については社会資本整備交付金でございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金1,820万9,000円については不足分の充当です。

款21町債、項1町債、目2土木債5,140万については公共事業等債でございます。

続いて、歳出、7ページです。

款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路橋梁費、節14工事費につきましては、1億2,708万5,000円については歌詰橋補強・補修工事の増加分でございます。

下段、節18負担金、補助及び交付金1,242万円については、愛荘町への工事負担金の返還金でございます。

あと、戻りまして、3ページ、第2表地方債補正について、①追加ですけども、公共事業等債を5,140万の追加でございます。

以上、説明を終わります。

河合議長 これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

高橋議員 議長、6番。

河合議長 高橋さん。質疑は簡潔に。

高橋議員 それでは、議第60号令和3年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）につきまして、質疑をさせていただきます。

先ほど全協での説明があったことも踏まえまして、お尋ねします。全員協議

会が10月18日、前回はそうでした。それ以降、県等にいろいろな動きをなさったということなんですけれども、具体的に説明をお願いします。県のどこの部署に、対応されたのはどなたかなども含めまして、この補正予算を計上するに至るまでの動きを説明してください。

それから、滋賀県建設技術センターの責任を問う声が議員の中からも多かったんですけれども、先ほどは責任を問えないんだというような説明でした。それを簡単に受け入れるその根拠というのを教えてください。

それから、1億2,708万5,000円が妥当かどうか、その確認は誰がしたのかと問うたときに担当課長と町長ということになりました。どんな協議の下にこの妥当な線というのを決めたのかを教えてください。

そして、重ねて聞いていますけれども、設計業者、株式会社カンコーの5,892万円も使ったの耐震調査及び設計業務などなどに高額の町民の税金が使われました。そのことについても責任を問わないということが繰り返し答弁がありました。なぜそうなるのかの根拠も教えてください。

そして、似たような工事をしたという、橋の具体的な説明を求めましたら、以前は確かにありますという答弁をもらっているのにそういう説明ではなかったということです。それはまたいろんな全協などの記録、議事録等をたどってみようと思いますけれども、似たような工事、こういう工事をしたところはあるのかないのかだけでも教えてください。

そして、やめた歩道橋の具体的な工事費、令和元年度に補正で上がっているという説明でしたけれども、結局、幾らだったかというのを今の時点で知りたいので、よろしくお願いします。それを含めた補正予算だと思いますので、お願いします。

河合議長 高橋さん、議題以外にわたっていますよ、気をつけてください。

高橋議員 どころが。教えてください。

河合議長 どころがって、自分で分らんのかいな。分らん者に言うても分らんわ。  
地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 高橋議員のご質疑にお答えをいたします。

1つ目の10月18日の全員協議会からの動き等についてご質問があったかと思えます。こちらにつきましては、全員協議会の中でご説明させていただきましたけれども、約1億2,700万円が増額になるということが分かった時点で、何か県の方にもお金を出してはいただけないかということで、10月11日に滋賀県の土木部長に対して、町長と私と課長補佐とで要望に行っ

たわけでございます。

続きまして、建設技術センターへの責任ということのお話です。こちらにつきましても、全員協議会の中でご説明をさせていただきました。技術センターとしては、契約の範囲内で私どもにいろいろとご助言をいただき、契約の中では8回というふうになっておりましたが、それ以外にでも電話とメールのやり取り等でいろいろと親身に積算、ならびに施工管理の方についてお願いをしておりました。その中で最終の積算が、工事も3月の年度末のときにはちょうど一番工事を行っている時期でありまして、なかなか見積り等を施工業者から集めるのもまだできない状態で、第2期工事の積算もしていただいたということで、最終の精算額が町の方に伝わってくるのが遅かったということで、皆様方にはちょっとそれをお示しするのが遅れたということでもあります。ですので、技術センターとしての業務についてはしていただいたというふうに思っております。

カンコーさんにつきましては、設計会社であります。何度も申し上げましたが、最初の設計図書がなかったということで、大体76メートルぐらいの橋ですとこういう工法、くいの基礎でやっているだろうという想定で設計をしていただいて、その後、工事を進めていく中で、その現状と違っていたので、それに応じて、歌詰橋の適正な耐震補強にはどうしたらいいかということで設計をしていたものでありますので、特にカンコーさんに問題があったということではないと思っております。

最後に、通学に伴う歩道橋の話ですけれども、こちらについても、何度もお答えさせていただいておりますけれども、最初の第1期工事の始まる前に、もう既にこれは行わないということで説明をさせていただいて、最初の工事の入札の中では歩道橋の方については含まれておらず、耐震補強と補修のみの工事費となっております。

また、1億2,700万円が妥当だったかという件につきましても、技術センターにしっかりと積算をしていただいて、それに基づいて確認をしております。

以上です。

総務課長

議長。

河合議長

山田総務課長。

総務課長

高橋議員の質疑にお答えします。

どこの橋の工事かという、先ほど全協でも聞かれたことなんですけれども、議員さんがメモった中では総務課長がそう答えたというふうにおっしゃられましたけど、僕も後で議事録は見ますけど、工事を行ったことがあって、同類の工

事みたいな追加工事があったと答えたのは技術センターでありまして、私どもは今回こんな大きな工事は歌詰橋が初めてですので、ほかのどこの工事かということは一切答えていないはずです。

以上です。

河合議長 高橋さん、再質疑ありますか。

高橋議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

今村議員 議長。

河合議長 今村さん。

今村議員 2点説明をちょっと聞きたいと思います。

1点目は、補正予算の歳入の6ページに書いておりましたが、ここで社会資本整備総合交付金、また繰入金で財政調整基金の繰入れ、そして町債で歌詰橋補強・補修工事ということで上がっているんですが、全体像の財源イメージということで町が提示し、この資料を見まして、結果的にこの工事、入札して約3億近い工事を発注したわけですが、この工事で社会資本整備総合交付金、増額に至る、これは予算ですから、変動はありますからね。ありますが、この交付金は毎年度、工事实績に合わせて国は交付するというような制度になっていると思うんですが、その実績も含めて、第1期工事分で増額を、補正を含めた社会資本整備総合交付金は担当課の総務課でも結構ですけど、金額的に財源はどのぐらいの見込みで考えているのか。また、ここに関わる、今回の増額補正に対しても町の基金が1,820万9,000円、予算化されておりますが、町の一般財源、また基金の持ち出し、これは第1期、この補正を含めるとどのぐらい町の持ち出しはなる予定なのか。

また、その下にあります土木債5,140万、歌詰橋補強・補修工事で土木債が上がっておりますが、この土木債は5,140万ということですが、この公共事業債の中で2つの区分があって、本来分50%、財源対策債分40%、それをこの図を見てみますと、財源対策債分の40%は交付税算入分50%という形で、2分の1は交付税で算入されるということが示されているんですが、これもこの土木債、公共事業等債の内訳として、補正まででこの公共事業債90%のところを本来分、それから財源対策債分は豊郷町の負担はどのぐらいになるのか、ちょっと金額的にこれを説明してください。

次に、2点目ですけど、先の全協では岡村課長がこの工事は当初から全てやってきたと、致し方なかったというお話でしたけれども、やはりこのような大型の公共工事というのは、町がいかに慎重にまた慎重を重ねて、やはり地方自治

法や地方財政法から見れば、公金ですから、最低の経費で最大の効果を上げなさいというのが公共事業の最大の眼目ですね。そういった面で、今回、このような工事の増額と予想外の増額ということに対して、町としては、町の責任瑕疵はどのようなことがあったのか。どういうふうに自己分析をしているのか。1つは入札で丸橋建設さんが工事を落札してくださって、施工してくれたんですが、この入札の中で本当に橋梁工事に専門性を持った業者がみんな入っていたのか、そういうこととかは、当初から担当課、総務課ならびにそういったことで考えて入札のそういった取組も考えていなかったのか。そういったことはどういうふうに考えてなされたのか。

それと、カンコーさんに設計業務を委託して、設計図書がなかったから、当初はこういうことでいけるだろうということで見切り発車したわけですね。でも、それは最悪の場合を普通は想定すると思うんですね。だから、それをどういうふうなところでその経費を増やさない、それをちゃんと工事ができるようにするための見切り発車という形で済む話ではないと思うんですが、どういう対応を最初考えたのか。あるべきところに基礎がなかったわけでしょう。設計図とは違うわけでしたから、そういうアクシデントが起こってもおかしくない難しい工事ですよと聞いておられたみたいですので、1回、そういうところはどういうふうに町としては担当課、町長を含めて検討をされたのか、それについて説明を求めます。

地域整備課長 議長。

河合議長 岡村地域整備課長。

地域整備課長 今村議員のご質問にお答えをいたします。

まず、全体を通して、交付金、補助金をどのぐらい想定しているのかというお話ですけれども、私どもが今、県の方に申請等をしておりますのは、合計で、約になりますけど、2億4,200万円を交付金及び補助金で申請をしております。すみません。工事債とかについてはちょっと僕は分からない。また、ご説明させていただきます。すみません。よろしく申し上げます。

2点目の工事についてなんですけれども、私どもも、先ほど全員協議会の中でもずっと説明をさせていただきましたけれども、当初の図面がなく、工法が大きく変更となったのが一番の原因でした。その中でもケーソン基礎が発見された時点ではもうこの橋は危険な橋であるということが分かった時点で歌詰橋を通られる人々の安心・安全のために工事をしてきたつもりであります。

その点、ちょっと終盤に工事費が大きくなってしまいまして、こちらを議会の皆さんに説明するのが遅れたのは大変申し訳なく思っておるところでござい

ます。

私ども、なぜこうなったというふうな経過、問題があったのかということにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、想定外が多数あったということと、私どもも専門的な知識がないので、センターに全てをしてもらえると安易に考えていたということかなということと、工事費を第1期と第2期に分けたことで、そこまで工事費が上がっているということについて把握をするのが遅れたというのが一番の原因かなというふうに思っております。

以上です。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 今村議員の質疑にお答えします。

まず、交付税の算入なんですけども、第1期工事のときの契約の交付税の算入の計算は2,334万円です。それに、今回の1,143万7,000円を足して3,477万7,000円が交付税の算入分。これと町の負担はどれだけかということなんですけども、カラーの資料でいきますと、愛荘町には第1期分としてお金を支払っているのが9,318万4,000円ですので、それに今回1,243万7,000円をお返しするので、工事費とは折半になっておりますので、この部分の額でいきますと8,074万7,000円が豊郷町と愛荘町の負担分ということになります。

以上です。

今村議員 入札を聞いたでしょ。

総務課長 議長。

河合議長 総務課長。

総務課長 入札の件につきましては、丸橋さんができるかどうかというのは、どう判定したのかということだったんですけども、あれは条件付の一般競争入札でございましたので、総合点数の土木工事でもいけるという助言をいただいて、それで発注しておりますので、丸橋さんでも十分工事ができたということでございます。

以上です。

河合議長 今村さん、再質疑ありますか。

今村議員 はい。

河合議長 今村さん。

今村議員 岡村課長にお聞きしたいんですけど、ケーソン基礎が発見された時点で工事内容と設計は大きく変更しなくてはならなかった、それ以後、いろんなもろも

ろの変更が多かったというお話ですけれども、ケーソン基礎で、今でも橋として現役で使われているというところを調べましたか、そのケーソン基礎を発見したときに。これも昔の方が、やっぱりあそこの川の状態に合わせて、いろんな昔からそういう、堅固な橋にしようと、いろんな工夫をされているわけでしょう。だから、今でもケーソン基礎でなっている橋というのは、宇曾川沿いの中で調べましたか。

他にそういう事例として、その改修のやり方、もし参考になるようなところとかは調べましたか。やっぱり、担当課ですから、幾らそういう技術的な専門性は持っておられなくても、やっぱり大きな公共工事を発注するに当たっては、そういったことも十分にいろんなパターンを考えるというのがごく一般的な職務遂行のやり方だと思うんですよ。それをそういうやり方でやるということを町長が決裁したからできているわけですけどね。

そういうこととか、課内で、やっぱり毎日ほど一応現場見に行っているわけでしょう。技術センターの方は8回契約しているだけやとか、電話でちょっと助言しただけやみたいなことをおっしゃっていましたが、現場を、やっぱり担当課は工事がちゃんと進んでいるか、適正にやっているかというのは、心配するのは当たり前だから行っていると思うんですが、そういったことが全部後手後手で、計算、こんなにかかると思わなかったというのも、ちょっと私は心外なんですけど、こんな工事が増えるというのも、想定外みたいな話とかね。だから、そこら辺が何かすごく豊郷町の建設土木工事は甘いのかなと思ったりするんですが、そういったことに対して、やっぱり町の瑕疵というか、そういった事業を取り組むときの姿勢として問題はなかったのでしょうか。町長にもお伺いしたいんですけどね。

それと入札の問題ですけど、土木、あれで十分にできると判断されたわけですね、結果的にはね。でも、それは現実的にはとても丸橋さんにできる工事ではなかったわけですね。その内容自体がそれだけの設備を持っておられなかったわけじゃないですか。外部発注したり、いろいろしているわけじゃないですか。だから、そこら辺は、やっぱりこういう大きな公共工事をする場合にはそういう技術力とか経験とか、そこに、その会社にどれだけのそういった必要な建設資材があるのかとか、そういうことも、やっぱりもっと判断にはなると思うんですけど、ほかの業者で橋を何回もやっている人もいると聞きましたけど、そんなことは、町としては、全然そういうことを勘案する入札の、そういう入札の要件として出てなかったのか。要綱でいろいろ書いてあるけど、どう考えていたのか。反省なら反省で、どこが失敗だったのか、言うてください。

伊藤町長 議長。

河合議長 町長。

伊藤町長 それでは、今村議員さんの再質問にお答えします。

町には技術者がおりません。そういった関係で、公益財団滋賀県技術センターの方に施工管理と積算をお願いしたのであります。そこで、ケーソンからくい基礎、くい基礎からケーソンという、このときにはしっかりご指導いただいて、それでくい基礎のやり直しをするということになったわけですから、何らその工事の経過の中では適切であったと思っております。ただ、そのときにしっかり積算がされていたなら、こういう事態が起こさなかった。皆さん方にもその工事工事、議会ごとに当初の予算の範囲内でいきますという報告を技術センターから受けておりましたから、そのように皆さん方にお伝えしたと。技術センターの皆さん、聞いておられたとおりに、8月に入ってから、ひょっとしたら超えているだろうということで急に積算された、それが今回の事態に起こったということでございます。ご理解のほどをよろしく申し上げます。

総務課長 議長。

河合議長 山田総務課長。

総務課長 今村議員の再質疑にお答えします。

入札の業者の選定のことなんですけども、今回の工事は丸橋さんが直接、土木工事、橋脚の方をしておりますので、全部が全部、下請に回しているわけではございません。橋の工事は下部と上部と分けて工事を行っていきます。当初、県とかカンコーとか技術センターとか、いろいろ相談に乗ってもらったところ、上部と下部を分けて発注すると共有の使う部分の取り合いになりますので、今回は下部の工事が大きいため土木一式で発注しても問題ないということでしたので、そのようにさせていただきました。

以上です。

河合議長 今村さん、再々質疑ありますか。

今村議員 結構です。

河合議長 ほかに質疑ありませんか。

議員 なし。

河合議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

鈴木議員 議長、反対討論。

河合議長 討論の申し出があります。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反討論の発言を許します。鈴木議員。

**鈴木議員** 議第60号令和3年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）に対する反対討論を行います。

歌詰橋橋梁工事については、県の技術センターより8月中頃、町に対して想定外のおおよそ1億5,000万の追加工事費が発生するとの連絡が突如あり、町としても困惑をしているとの報告があり、以降、今日も含めて3回全協での説明会が開催をされました。追加工事分はおおよそ1億5,000万から1億2,700万に減額になりましたが、その町の負担分が今回提案をされているところですが、3回の説明会の内容では、県技術センターにも一定の瑕疵責任があることが判明をいたしました。この負担分はまさに土木センターの指導不足により発生したものであります。県土木センターはその瑕疵負担をしない、できないとの態度を表明いたしました。とても納得ができるものではありません。町も1度、町長を先頭に県へその負担について要望に行かれたとの報告がありましたが、私はさらに引き続きこの県技術センターの瑕疵負担責任を追及し、県にもそれなりの応分を求めるべきだと、それ以降、提案をされるべきだと思いますので、反対とさせていただきます。

**河合議長** 次に、本案に対する賛成討論を許します。

**西澤博一議員** 議長。

**河合議長** 西澤博一議員。

**西澤博一議員** 議第60号令和3年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）について、賛成討論を行います。

今回に至るまで全員協議会で3回の説明がありました。県の技術センター、町等々の説明があり、今回、開く前に全協できめ細かく説明されたことは重々思っております。おおむねここにおられる方々も理解されたかなと思いますので、私はこれから安全・安心なまちづくりのためにも危険な橋、この間の8月の大雨のときでも、大雨、地震等で壊れる可能性のある橋については早急に対応しなければならないと思います。そのようなこともいろいろ含めまして、賛成討論といたします。

以上です。

**河合議長** ほかに討論ありませんか。

**議員** なし。

**河合議長** ないようですから、これをもって討論を終結いたします。

これより、議第60号令和3年度豊郷町一般会計補正予算（第4号）を採決

いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、多数)

河合議長 賛成多数であります。

よって、議第60号は原案どおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。それぞれ、自席でお待ちください。

(午後3時28分 休憩)

---

(午後3時29分 再開)

河合議長 再開いたします。

ただいま副議長の中島政幸議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。

副議長辞職の件を日程に追加し、日程第4として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、日程第4として議題とすることに決定いたしました。

ただいまより、事務局長に日程を配付させます。

事務局長 (日程配付)

河合議長 日程第4、副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、中島政幸議員の退場を求めます。

中島議員 (退場)

河合議長 事務局長に辞職願を朗読させます。

事務局長 (朗読)

河合議長 お諮りいたします。

中島政幸議員の副議長辞職を許可することにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、中島政幸議員の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

中島議員の入場を許します。

中島議員 (入場)

河合議長 中島副議長には大変ご苦勞さまでございました。

ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。

副議長の選挙についてを日程に追加し、日程第5として直ちに副議長の選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、日程第5として副議長の選挙を行うことに決定いたしました。

ただいまより、事務局長に日程を配付させます。

事務局長 (日程配付)

河合議長 日程第5として、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

事務局長 (議場閉鎖)

河合議長 ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人の指名をいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に日比野雄二議員及び辻本勇議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

事務局長 (投票用紙配付)

河合議長 念のために申し上げます。投票は単記無記名でお願いいたします。投票用紙の配付漏れはありませんか。

議 員 なし。

河合議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

事務局長 (投票箱点検)

河合議長 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いいたします。

議 員 (投票)

河合議長 投票漏れはありませんか。

議 員 なし。

河合議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。日比野雄二議員、辻本勇議員、開票の立会をお願いいたします。

事務局長 (開票)

河合議長 ただいま開票事務を行っております。

ただいまの選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 10 票、無効投票 1 票です。有効投票のうち、日比野雄二議員 2 票、村岸善一議員 5 票、高橋直子議員 3 票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、村岸善一議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

事務局長 (議場開放)

河合議長 ただいま副議長に当選されました村岸善一議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

村岸善一議員、副議長当選承諾と併せてご挨拶をお願いいたします。

村岸副議長 議長。

河合議長 村岸副議長。

村岸副議長 ただいま、副議長の選挙の結果、私、村岸が当選という形を取らせていただきました。今後、副議長の職といたしまして、議長を支えて、一生懸命議会活動に取り組んでいきたいと思っておりますので、皆様のご指導とご協力のほどをよろしくをお願いいたします。

河合議長 暫時休憩いたします。

(午後 3 時 43 分 休憩)

---

(午後 3 時 48 分 再開)

河合議長 再開いたします。

お諮りします。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の任期が満了いたしましたので、常任委員会委員の選任の件及び議会運営委員会委員の選任の件ならびに各委員会の諸般の報告を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の選任の件及び議会運営委員会委員の選任の件ならびに各委員会の諸般の報告を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

ただいまより、事務局長に日程を配付させます。

事務局長 (日程配付)

河合議長 日程第 6、総務産業建設・文教民生・予算決算常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りします。

本件については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

議 員

異議なし。

河合議長

異議なしと認め、総務産業建設・文教民生・予算決算常任委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

総務産業建設・文教民生・予算決算常任委員会委員の選任が行われましたので、委員会条例第9条第1項の規定により、委員長、副委員長の互選のため、委員会を招集しますので、指定の場所に参集を願います。

なお、正副委員長互選の結果を、私まで報告をお願いいたします。委員会開催の場所は隣の第2会議室とし、最初に総務産業建設常任委員会、その後、文教民生常任委員会、そして、予算決算常任委員会を順次開催いたしたいと思っております。

委員会開催に伴い、事務局職員の出席を求め、委員会開催のため、暫時休憩といたします。自席でお待ちください。

(午後3時54分 休憩)

---

(午後4時37分 再開)

河合議長

再開いたします。

日程第7、諸般の報告をいたします。

総務産業建設・文教民生・予算決算常任委員会の正副委員長の互選の結果を報告いたします。

総務産業建設常任委員会の正副委員長は、委員長には推薦により西澤清正議員、副委員長には同じく推薦により辻本勇議員です。

文教民生常任委員会の正副委員長は、委員長には選挙により今村議員、副委員長には同じく選挙により高橋議員です。

予算決算常任委員会の正副委員長は、委員長には選挙により中島議員、副委員長には同じく選挙により鈴木議員です。

以上のとおりです。よろしくお願いたします。

日程第8、議会広報常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会広報常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付しました名簿のとおり指名をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認めます。したがって、議会広報常任委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

議会広報常任委員会委員の選任が行われましたので、委員会条例第9条第1項の規定により、委員長、副委員長の互選のため、委員会を招集しますので、第2会議室に参集を願います。

なお、正副委員長の互選の結果を私まで報告をお願いいたします。

委員会の開催に伴い、事務局職員の出席を求めます。

委員会開催のため、暫時休憩といたします。自席にてお待ちください。

(午後4時39分 休憩)

---

(午後4時48分 再開)

河合議長 再開いたします。

日程第9、諸般の報告をいたします。

議会広報常任委員会の正副委員長は、委員長には推薦により高橋議員、副委員長には同じく推薦により辻本議員です。

以上の報告のとおり、よろしくをお願いいたします。

日程第10、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付をしました名簿のとおり指名をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

議 員 異議なし。

河合議長 異議なしと認め、議会運営委員会委員については、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ただいま議会運営委員会委員の選任が行われましたので、委員会条例第9条第1項の規定により、委員長、副委員長の互選のため委員会を招集しますので、第2会議室に参集願います。

なお、正副委員長の互選の結果を私までご報告をお願いいたします。

委員会の開催に伴い、事務局職員の出席を求めます。委員会開催のため、自席にて暫時休憩といたします。

(午後4時49分 休憩)

---

(午後4時54分 再開)

河合議長

再開いたします。

日程第11、諸般の報告をいたします。

議会運営委員会の正副委員長は、委員長には選挙により西澤清正議員、副委員長には同じく選挙により中島議員です。

以上の報告のとおり、よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。そのまま自席でお待ちください。

(午後4時54分 休憩)

---

(午後4時55分 再開)

河合議長

再開いたします。

一部事務組合へ選出されている議員から、それぞれの一部事務組合議員の辞職届が提出され、認められております。

お諮りいたします。

大滝山林組合議会議員の補欠選挙について、彦根市・犬上郡営林組合議会議員の補欠選挙について、湖東広域衛生管理組合議会議員の補欠選挙についてを日程に追加し、議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

議 員

異議なし。

河合議長

異議なしと認めます。よって、日程を追加し、議題とすることに決定いたしました。

ただいまより、事務局長に日程を配付させます。

事務局長

(日程配付)

河合議長

村岸議員より、大滝山林組合議会議員の辞職届が提出されており、認められておりますので、大滝山林組合議会議員が欠員であります。

日程第12、大滝山林組合議会議員の補欠選挙についてを議題といたします。

選挙は、大滝山林組規約に基づき、第3条の地域内に住所を有する20歳以上の者から1名選出することとなっております。この規約の地域は、雨降野、八町、八目、石畑、四十九院でありますので、その対象者で互選をいたします。対象地区の議員各位は第2会議室に参集願います。

暫時休憩といたします。

(午後4時57分 休憩)

---

(午後5時00分 再開)

河合議長

再開いたします。

日程第13、諸般の報告をいたします。

先の大滝山林組合議会議員の補欠選挙の結果は、村岸議員が当選されました。大滝山林組合議会議員に当選されました村岸議員が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

高橋直子議員より、彦根市・犬上郡営林組合議会議員の辞職届が提出されており、認められておりますので、彦根市・犬上郡営林組合議会議員が欠員であります。

日程第14、選挙第3号彦根市・犬上郡営林組合議会議員の補欠選挙についてを行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

事務局長 (議場閉鎖)

河合議長 ただいまの出席議員は11名です。

次に、立会人指名をいたします。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に日比野雄二議員及び辻本勇議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

事務局長 (投票用紙配付)

河合議長 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

議員 なし。

河合議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

事務局長 (投票箱点検)

河合議長 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。1番議員から順番に投票をお願いします。

議員 (投票)

河合議長 投票漏れはありませんか。

議員 なし。

河合議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。日比野議員、辻本議員、開票の立会いをお願いいたします。ただいまより、開票事務を行います。

事務局長 (開票)

河合議長 ただいまの選挙の結果を報告いたします。

投票総数11票、有効投票11票。日比野雄二議員2票、前田広幸議員6票、

今村恵美子議員 3 票。以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 3 票です。したがって、前田議員が彦根市・犬上郡  
営林組合議会議員に当選されました。

議場の出入口を開きます。

事務局長 (議場開放)

河合議長 ただいま、彦根市・犬上郡営林組合議会議員に当選されました前田議員が議  
場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいた  
します。

前田広幸議員から、湖東広域衛生管理組合議会議員の辞職届が提出されてお  
り、認められておりますので、湖東広域衛生管理組合議会議員が欠員でありま  
す。

日程第 15、選挙第 4 号湖東広域衛生管理組合議会議員の補欠選挙について  
を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

事務局長 (議場閉鎖)

河合議長 ただいまの出席議員は 11 名です。

次に、立会人指名をいたします。会議規則第 32 条第 2 項の規定により、立  
会人に日比野議員及び辻本議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

事務局長 (投票用紙配付)

河合議長 念のために申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

議 員 なし。

河合議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

事務局長 (投票箱点検)

河合議長 異状なしと認めます。

それでは、ただいまから投票を行います。1 番議員から順番に投票をお願い  
します。

議 員 (投票)

河合議長 投票漏れはありませんか。

議 員 なし。

河合議長 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。日比野議員、辻本議員、開票の立会いをお願いいたします。  
ただいまより、開票事務を行います。

**事務局長** (開票)

**河合議長** ただいまの選挙の結果を報告いたします。

投票総数 11 票、有効投票 9 票、無効投票 2 票。中島政幸議員 6 票、高橋直子議員 3 票。したがって、中島議員が湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました。

議場の出入口を開きます。

**事務局長** (議場開放)

**河合議長** ただいま、湖東広域衛生管理組合議会議員に当選されました中島議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。

これをもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

それでは、本日の会議を閉じます。

これにて、令和 3 年 11 月第 2 回臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午後 5 時 18 分 閉会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和3年11月12日

豊郷町議会議長

議 員

議 員